

第4期中期目標期間における独立行政法人国立高等専門学校機構
運営費交付金の在り方に関する検討会の運営について（案）

平成 30 年 6 月 日
第4期中期目標期間における
独立行政法人国立高等専門学校機構
運営費交付金の在り方に関する検討会決定

第4期中期目標期間における独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金の在り方に関する検討会（以下「本検討会」）の運営に必要な事項については、以下のとおり定める。

1. 議事の公開

本検討会の議事については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、会議が非公開とすることが適当であると認めた場合には、会議を公開しないことができる。

2. 会議資料の公開

本検討会で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、本検討会が非公開とすることが適当であると認めた場合には、資料を公開しないことができる。

3. 議事録の公開

本検討会において議論された内容については、議事要旨を作成し、公開するものとする。ただし、上記1により、会議が非公開となった場合は、これを公開しないものとする。また、内容に応じて、議事要旨を議事録に代えることができるものとする。